

2015年11月13日

中野区長 田中大輔 殿

日本共産党中野地区委員会
日本共産党議員団

2016年度予算に対する要望書の提出にあたって

安倍政権による安保法制の強行成立に対して国民のたたかいが大きく発展しています。日本共産党は「戦争法(安保法制)廃止の国民連合政府の実現を」呼びかけているところです。原発再稼働や辺野古新基地建設の強行、TPP「大筋合意」など、暴走政治への国民の怒りも噴出しました。安倍首相は「経済最優先」を唱え、「新3本の矢」を打ち出していますが、「大企業が儲かればいずれ家計にまわる」という経済政策はすでに破綻しています。消費税増税は中止し、国民の家計と中小企業を直接応援する経済政策への転換が必要です。

人口減少、少子高齢社会が謳われているもとの制度が目まぐるしく変わっています。しかし、「財政論」を振りかざして社会保障制度の給付減と負担増を避け難いとするのは誤りです。地域包括ケアシステムも少子化対策も、実効性を確保するには国と自治体の責任と役割は欠かせません。

都政においては、都民運動に押されて都有地の活用により保育園や特養ホームなど福祉インフラ整備を前にすすめ、小中学校の特別教室の冷房化の拡充などが実現しています。一方、国家戦略特区をテコにした規制緩和と巨大開発がすすめられ、東京都への一極集中が大きな問題を抱えています。東京都には、23区の行政需要を適正に反映させた財政のあり方とともに、国と同様に責任ある負担と役割の発揮が求められます。

国・都が暮らしと福祉に冷たく、大規模開発優先の政治をすすめているだけに、中野区が一番身近な政府として、区民生活を守る防波堤の役割を果たすことが必須です。

現在、中野区では、基本構想の改定と新しい中野をつくる10か年計画(第3次)の策定作業がすすめられています。初年度にあたる2016年度において、新区役所建設、平和の森公園の新体育館建設を含む再整備など、区民生活に影響を及ぼす計画が目白押しとなっています。しかし、これからの中野区政をすすめる上で、区民生活に寄り添い、区民参加と区民要求の実現に真摯に取り組むことが肝要です。企業や富裕層を誘致できても、貧困層の解消にはつながりません。区民の暮らしと権利の向上は不可欠です。公共施設の維持管理についても統廃合や売却・貸付ではなく、区民福祉のために維持し、活用充実に努めるべきです。

区民の暮らし・福祉第一の予算とすることを強く要望します。

これまでになく平和と民主主義を守りたいという区民の声が広がっています。宣言にある憲法擁護の立場に軸足を置いた区政運営を期待するものです。

本要望書は、区内各団体と懇談を重ね、多くの区民から寄せられた声をもとに作成しました。実現に向けた積極的な予算への計上を要望します。

以上

目次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| I | 区民のいのちと健康を守るために | 1 |
| 1、 | くらしを支える介護サービス等の改善を | 1 |
| 2、 | 高齢者福祉の充実を | 1 |
| 3、 | 国民健康保険事業・後期高齢者医療の改善を | 2 |
| 4、 | 生活保護と自立支援の拡充を | 2 |
| 5、 | 医療・区民健診等の充実を | 3 |
| 6、 | 社会教育・スポーツ等の充実を | 3 |
| II | 障害者福祉の充実を | 4 |
| 1、 | 障害者の権利保障を | 4 |
| 2、 | 地域における生活援助、住居の保障を | 4 |
| 3、 | 就労支援策の強化、障害者の所得保障にむけた支援を | 5 |
| 4、 | 医療・療育環境の充実を | 5 |
| III | 子どもたちのすこやかな発達を | 5 |
| 1、 | 子ども・子育て支援新制度について | 5 |
| 2、 | 保育園・幼稚園の充実を | 6 |
| 3、 | 児童館・学童クラブの充実を | 7 |
| 4、 | 中・高生施策の充実を | 7 |
| 5、 | 子どもの育つ環境の整備を | 7 |
| IV | どの子にもゆきとどいた教育を | 8 |
| 1、 | 一人ひとりの子どもの権利を大切に | 8 |
| 2、 | 教育条件の整備を | 8 |
| 3、 | いじめや不登校対策、障害児教育などの充実を | 8 |
| 4、 | 学校給食の安全対策を | 8 |
| 5、 | 学校施設の整備・改善、学校図書館や部活動の充実を | 9 |
| 6、 | 自主性、主体性を尊重した豊かな中野の教育を | 9 |
| 7、 | 図書館の充実を | 10 |
| V | 青年の就労・自立支援の充実を | 10 |
| VI | 中小企業・商店街支援の強化を | 10 |
| 1、 | 区内の中小小売店の営業と地域環境をまもるために | 10 |
| 2、 | 区内業者の育成と優先発注、及び契約の改善を | 11 |
| 3、 | 融資制度の改善を | 12 |
| 4、 | 倒産・失業等への支援策を | 12 |

| | | |
|------|---|----|
| VII | 災害に強い中野をめざして | 12 |
| | 1、大震災に備えた対策を..... | 12 |
| | 2、水害から区民をまもるために..... | 13 |
| VIII | 安心して住みつけられる中野のまちに..... | 14 |
| | 1、公園の利用と管理運営の改善を | 14 |
| | 2、福祉のまちづくりの理念にそった環境改善を..... | 14 |
| | 3、中野駅周辺まちづくりについて | 14 |
| | 4、西武新宿線沿線連続立体交差事業と沿線まちづくりについて..... | 15 |
| | 5、良質な住宅環境の整備と支援を | 15 |
| | 6、区民本位の交通対策を..... | 15 |
| | 7、自転車・バイクの安全と放置対策を | 15 |
| | 8、動物愛護のために..... | 16 |
| IX | 資源循環社会の実現を | 16 |
| | 1、即時原発ゼロ・地球温暖化抑止をめざし、再生可能エネルギーへの転換を | 16 |
| | 2、食の安全対策を | 17 |
| | 3、公害・環境破壊から区民を守るために..... | 17 |
| | 4、ごみゼロの推進と清掃事業の充実を | 17 |
| X | 平和と民主主義、住民自治の発展を | 18 |
| | 1、憲法擁護・非核平和事業の充実を..... | 18 |
| | 2、区民参加を広げ、住民自治の発展を | 18 |
| | 3、情報化推進と個人情報保護の徹底を | 18 |
| | 4、性の平等、誰もが尊厳を持って生きられる社会をめざして..... | 19 |
| XI | 区民本位の民主的行財政改革を | 19 |
| | 1、財政力強化のために | 19 |
| | 2、簡素で民主的かつ効率的な区政運営を..... | 19 |
| | 3、働きやすい職場で区民サービスの向上を | 20 |

I 区民のいのちと健康を守るために

1、くらしを支える介護サービス等の改善を

- (1) 介護保険施設等の整備をすすめること。
 - ①特養ホームと老人保健施設を整備すること。計画中の広町住宅跡地の特養ホームの整備を急ぐこと。
 - ②ショートステイの拡充に努めること。
 - ③小規模多機能、都市型軽費老人ホームなど地域密着型支援事業を増やすこと。
 - ④23区最低レベルの設置数である地域包括支援センターの増設を図ること。
- (2) 利用料の負担軽減策を実施すること。
 - ① 利用料の区独自の軽減策を実施すること。
 - ②低所得者も入所できるように特養ホーム・老人保健施設の利用助成を行うこと。
- (3) 介護・予防・福祉サービスの充実に努めること。
 - ①介護予防給付（訪問・通所介護）の「新総合事業」への移行により、「専門的サービス（現行相当のサービス）」から「多様なサービス」への強引な誘導・転換は行わないこと。
 - ②希望する人には介護認定の申請をさせること。
 - ③「自立の促進」の名による強引な単価の低いサービスへの転換や、サービスの打ち切りを行わないこと。
 - ④地域包括支援センターの人員を増やすこと。相談とアウトリーチによる支援を充実すること。
 - ⑤ヘルパーの資格取得助成制度を個人にも支給できる制度に改めること。また、介護福祉士の受験費用助成制度は、登録型ヘルパーにも適用すること。

2、高齢者福祉の充実に

- (1) 認知症対策の強化に努めること。
 - ①若年性を含め認知症の実態調査を行うこと。
 - ②認知症に対する理解を深める啓発をおこなうこと。
 - ③認知症対策ネットワークの構築を検討すること。特に、一人暮らし・老々介護世帯への緊急支援体制を構築すること。
 - ④専門家が対応できる認知症専用の窓口を設置すること。
 - ⑤認知症高齢者のグループホームに対する支援を強化するとともに、引き続き施設の拡充をはかること。
 - ⑥認知症カフェへの支援をすすめること。
- (2) 高齢者の入浴については実態調査とともに必要な対策を講ずること。
- (3) 高齢者福祉住宅を増設すること。
- (4) ケアハウス、都市型軽費老人ホームを増設すること。

- (5) すこやか福祉センターについて
 - ①施設整備と職員体制を充実・強化すること。
 - ②巡回などアウトリーチによる相談・支援の体制を強化すること。
- (6) 友愛クラブへの支援を強めること。
 - ①団体助成金支給額の基準となる会員数の算出を、実態に即して改善すること。
 - ②老人大学、健康まつり開催など、施設使用料に伴う負担の軽減を行うこと。
 - ③会員増に向けた宣伝などを支援すること。
 - ④高齢者の体力測定の実施を支援すること。
- (7) シルバー人材センターへの区発注を増やすとともに、補助金を増額すること。
- (8) 家族介護者の負担軽減・休養のため、要介護者を対象とした区独自のヘルパーサービスを創設すること。
- (9) 要介護認定を受けている方に対して、リフト付き福祉タクシーのサービスを提供すること。
- (10) 公共施設に多機能トイレの設置を進めること。

3、国民健康保険事業・後期高齢者医療の改善を

- (1) 国保料の値上げはおこなわないこと。
- (2) 国保事業に対する国・都の支出金の増額を求めること。
- (3) 国に更なる法定減額等の改善・拡充を求めること。
- (4) 保険料と窓口負担の申請減免制度の周知徹底と活用をはかること。また、減額・免除の要件緩和と期間の拡大をはかること。
- (5) 国保短期証への切りかえは本人への事情の確認なしに行わないこと。また、資格証明書は発行しないこと。
- (6) 国保運営協議会の被保険者委員は公募枠とすること。

4、生活保護と自立支援の拡充を

- (1) 住宅扶助の引き下げ等への対応については、経過措置の適用を含めて柔軟に対応すること。
- (2) 生活困窮者自立支援法施行にあたっては、最低賃金より低い就労訓練事業によって生活保護を打ち切らないこと。
- (3) 老齢加算の復活を国に求めること。
- (4) 生活保護費は全額国庫負担とするよう国に求めること。
- (5) 生活相談窓口を拡充し、面接員の体制を強化すること。相談者には正しく保護申請の説明と案内をすること。
- (6) ケースワーカーを80世帯に一人の標準数まで増やすこと。
- (7) 直ちには一般就労が困難な人に、職業訓練・資格取得や社会的な居場所づくりなどの支援を強めること。
- (8) 教員OBや学生ボランティアなどの協力を得て、学習教室の開催、家庭訪問を実施するなど、

保護世帯の子どもへの学習支援事業を継続すること。また、中学生枠を広げること。

(9) 無料・低額宿泊所の居住条件の改善を指導するとともに、公的施設の拡充に取り組むこと。

5、医療・区民健診等の充実を

(1) 子ども医療費無料制度の早期実現を国に求めること。

(2) ロタウイルスワクチン、及び流行性耳下腺炎ワクチン2回目の接種を助成すること。

(3) 低所得者・高齢者の新型・季節性インフルエンザ予防ワクチンを無料で接種できるようにすること。

(4) 妊産婦タクシー券を支給すること。

(5) 難病患者福祉手当を増額すること。

(6) 健診制度の充実のため、以下の対策を講ずること。

①がん検診、特定健診、後期高齢者健診、健康づくり健診は無料とすること。

②がん検診の対象者全員に受診券を送付すること。

③被用者保険の扶養家族の健診を、「健康づくり健診」と同様の項目で実施すること。

④特定健診、後期高齢者健診の訪問健診を実施すること。

⑤乳がん検診のマンモグラフィを毎年受診できるようにすること。

⑥P S A（前立腺癌腫瘍マーカー）による前立腺癌検診を実施すること。

⑦眼科検診を40歳から75歳まで5年おきに行うこと。

(7) 在宅療養者緊急一時入院病床を4床を増やすこと。

(8) 休日診療事業について、当番薬局を現在の2か所から4か所へと増やすこと。

(9) がん治療など先進治療を受ける患者を対象に、治療費のローンの利子補給や負担軽減の制度を創設すること。

(10) 原爆被害者への支援強化を行うこと。

①被爆者見舞金を増額すること。

②被爆二世の健康診断や医療費の助成を国・都に求めること。

6、社会教育・スポーツ等の充実を

(1) 新体育館の建設は区民参加ですすめ、平和の森公園内への建設は見直すこと。

(2) 新体育館の建設にあたっては、使用できない空白期間を生まないこと。

(3) プール・体育館など、高齢者・子どもの体育施設使用料の減額を検討すること。

(4) 鷺宮体育館プールの改善について

①水質検査の結果を開示すること。

②更衣室内シャワーの水温・水量の調節ができるようカランを修理すること。

(5) 中野中のプール開放については、よりひろく区民利用が図られるよう柔軟なコース利用にすること。

(6) 中野体育館にエアコンの設置を検討すること。

- (7) 体育施設内の駐車料金の値下げを検討すること。また、大会時の無料駐車枠を増やすこと。
- (8) スポーツ施設の建設、改築及び改修にあたっては、計画段階から体育協会をはじめスポーツ団体・競技団体等の参加のもとで行うこと。
- (9) 「健康づくり・スポーツ推進計画」の策定においては、健康増進法やスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、全区民を対象にした計画として推進すること。
- (10) 文化振興条例の策定を検討すること。

II 障害者福祉の充実を

1、障害者の権利保障を

- (1) 応益負担の仕組みを残した障害者総合支援法は、抜本改正するよう国に求めること。
- (2) 障害者権利条約の批准を踏まえ、障害者差別解消法の措置として社会的障壁の除去実施など配慮すること。職員対応要領の策定と周知を行なうこと。
- (3) 自立支援サービスの利用料負担について、区独自の軽減策を拡充すること。
- (4) 区の発注による工賃を引き上げること。
- (5) 障害者自立支援事業の報酬単価の引き上げを国に求めること。
- (6) 「介護保険優先原則」を改めるよう国に求めること。
- (7) 障害者福祉手当（第二種）を 5,000 円に戻すこと。また、対象者を精神障害者にも拡大すること。
- (8) 障害者の高齢化に伴い、リハビリ訓練を受けられる施設の体制や送迎車両など、高齢障害者対策の具体化を推進すること。

2、地域における生活援助、住居の保障を

- (1) 民間の事業所に区有施設を提供するなど、グループホームの増設を支援すること。
- (2) 生活介護事業所を南部地域にも増やすこと。
- (3) 緊急一時保護施設を増設し、中学生以上の障害児・者に対応できるように、同性介助など専任の職員体制を強化すること。
- (4) 障害者福祉住宅、バリアフリーの障害者アパートの増設を進めるとともに、施設・設備の充実をはかること。
- (5) 医療ケアが必要な障害者・児への支援のため、以下の対策を講ずること。
 - ①中野区在住の障害児（者）の在宅療養・医療の支援のため実態調査を行うこと。
 - ②区内通所施設を利用できるよう体制の整備・強化をはかること。
 - ③医療的ケアに対応した緊急一時保護やショートステイを実施すること。
 - ④重症心身障害児（者）などの在宅レスパイトケア事業を実施すること。また、18歳以下の障

害児の医療的レスパイトケアに対応できる施設を整備すること。

⑤居宅訪問事業の安定的な実施に努めること。

⑥送迎バスを利用できるようにすること。

- (6) 福祉タクシー券の所得制限はやめること。また、福祉タクシー券を増額すること。対象要件は下肢障害に限らず実態を反映させること。
- (7) 区内に2か所目の精神障害者地域生活支援センターを北部地域に設置すること。
- (8) 精神障害回復者社会適応訓練（デイケア）の年齢制限を取り払い継続した支援を行うこと。
- (9) 返却方式の区議会だよりや区報は、図書館などにも保管し、いつでも閲覧できるようにすること。
- (10) 点字版なかの区報を無料で配付すること。また、点字版の「障害者福祉のしおり」・「わたしの便利帳」を希望者に配付すること。
- (11) 日常生活用具の支給品目と要件を拡大すること。

3、就労支援策の強化、障害者の所得保障にむけた支援を

- (1) 障害者が就労している作業所に対して、区の発注を増やすこと。
- (2) 障害者の雇用支援ネットワークを充実し、障害者福祉事業団のジョブユーチの人員体制を強化すること。
- (3) 四季の森公園などの民間委託や、指定管理者施設でも障害者雇用を促進すること。

4、医療・療育環境の充実を

- (1) 障害児・者への摂食指導を充実させ、PRなどに努めること。
- (2) 精神障害者の自立支援医療については、診断書の費用の負担をなくすよう国や都に働きかけるとともに、当面、区として補助を行うこと。

Ⅲ 子どもたちのすこやかな発達を

1、子ども・子育て支援新制度について

(1) 認可保育園について

- ①認可保育園の増設で待機児童の解消をはかること。
- ②園庭を備えた認可保育園を整備すること。そのために国有地・公有地、区有地・施設を活用すること。
- ③保育士配置は区基準を維持すること。

(2) 小規模保育事業について

- ①小規模保育はA型施設を基本とすること。また、B型施設であっても保育士資格者による保育に努めること。
- ②家庭的保育事業については、施設内調理を行えるよう物的・人的支援をすること。5年間の経過措置のなかでは、連携施設及び近隣園からの搬入等の支援に努めること。
- ③「連携施設における継続受け入れ」の見通しを事業者と保護者にきちんと示すこと。

(3) 子ども・子育て支援新制度全体に係ることについて

- ①保育料は値上げとならないように現行の料金水準を維持すること。
- ②上乗せ徴収はおこなわないこと。
- ③区立の幼稚園と保育園を幼保連携型認定こども園に移行しないこと。

2、保育園・幼稚園の充実を

(1) 子どもの安全確保のため、現員定員に拡大された保育定員の解消に努めること。

(2) 保育士・看護師を安定的に確保するために家賃補助等を実施すること。

(3) 区立保育園について、以下の改善・充実をはかること。

- ①現行の職員配置および施設・設備基準を切り下げないこと。
- ②延長保育・産休明け保育の拡充、障害児保育の充実のため、十分な職員配置と必要な施設・設備の整備をおこなうこと。
- ③区立保育園の民営化・民間委託はこれ以上すすめず、職員の新規採用をはかり保育士の年齢と経験などバランスのとれた職員配置を行うこと。
- ④保育園アルバイトの賃金を近隣区並みに引き上げること。
- ⑤保育園の給食調理・用務の業務委託は再検討すること。

(4) 私立保育園について、以下の改善・充実をはかること

- ①私立保育園については、職員配置（常勤・正規職員の割合、看護師・栄養士・調理員の配置、経験年数など）や施設・設備が区立園と同水準となるように十分な財政支援を行うこと。また、研修費の補助を行うこと。
- ②保育所運営充実費を増額すること。
- ③アレルギー児の食材費、アレルギー対応専用備品購入、及び代替食調理にかかる加配分人件費の補助をおこなうこと。
- ④障害児及び疾病のある乳幼児の入所内定を、通常より早く保育園側に相談すること。また、判定にあたっては、アポロ園などから専門家を入れること。
- ⑤障害児加算は入園当初よりおこなうこと。
- ⑥延長保育への助成を拡充すること。また、書類の繁雑な記載事項を簡素にすること。
- ⑦園庭のない保育園によるプール遊びは、公園などでの利用を検討すること。
- ⑧区立公園の利用（運動会などの行事）手続きを簡素化すること。
- ⑨非常緊急ボタン学校110番の点検及び買換え費用の補助を検討すること。

(5) 私立幼稚園について以下の改善・充実を行うこと

- (9) 子ども達にがん教育を進めること。

IV どの子にもゆきとどいた教育を

1、一人ひとりの子どもの権利を大切に

- (1) 子どもの貧困状況に関する区内の実態把握に努めること。
- (2) 「子どもの権利条約」「教育行政区民参加条例」の精神をいかした学校・学級運営に心がけるとともに、条約・条例の区民への周知に努めること。
- (3) 日の丸・君が代を強制することのないよう、学校行事等で十分に配慮すること。

2、教育条件の整備を

- (1) 学校再編計画（第2次）ありきはやめ、区民から出された意見、要望を反映させること。
- (2) 社会科見学、遠足代の公費負担を実施すること。
- (3) 小・中学校全学年での35人以下学級の実現にとりくむこと。
- (4) クラブ費、生徒会費、PTA費、眼鏡代などに就学援助費を拡充すること。

3、いじめや不登校対策、障害児教育などの充実を

- (1) 学校教育やスポーツから体罰・暴力を生みださないこと。
- (2) いじめの実態を正確につかみ、被害児童・生徒の人権を守るための対応と、加害児童・生徒への丁寧な指導が行えるように現場を支援すること。
- (3) スクールカウンセラーを小学校全校に配置すること。
- (4) 「心の教室」の相談時間数を増やし、直通の専用電話（携帯電話も可）を配置すること。
- (5) 障害児教育について、以下の充実をはかること。
 - ①情緒障害等を対象とした通級指導学級を継続すること。
 - ②特別支援学級の教具・教材を最新のものに買い替えるなど充実すること。
 - ③特別支援学級の教員は、男女の比率、年齢、経験年数を配慮すること。
- (6) 教育センターの相談室を増やし、施設を整備すること。

4、学校給食の安全対策を

- (1) 給食食材の放射能検査を実施すること。
- (2) 食材の産地を公開すること。
- (3) 農薬汚染の輸入作物および遺伝子組替え食品、米国産牛肉が給食食材に混入しないようあらゆる努力をすること。

- (4) 健康教育・指導、及び食育など重要さを増す学校栄養士の全校配置を都教委に求めること。
- (5) 強化磁器食器の未使用校を早期に解消すること。
- (6) 学校給食費の保護者負担の軽減をはかること。

5、学校施設の整備・改善、学校図書館や部活動の充実を

- (1) 小中学校の維持補修費を増額し、雨漏りのない学校と老朽化した校舎の改善を図ること。(雨漏り対策や床・壁改修、教室・廊下・体育館の照度、フェンスの赤錆、トイレ改修など)
- (2) 非構造部材の点検と耐震化をすすめること。
- (3) 小中学校のバリアフリー化に取り組むこと。
- (4) 特別教室と体育館の冷房化を早期にはかること。
- (5) 洋式トイレの設置、及び女子トイレに擬音機を設置すること。
- (6) 学校図書館について、以下の充実をはかること。
 - ①蔵書数が文科省の基準に達していない学校は早急に改善をはかるとともに、図書費を増額すること。
 - ②指導員の在館時間を延長すること。指導員の削減は行わず、常勤化に向けた取り組みを国に求めること。
 - ③子どもたちの居場所として土曜・日曜の開館、長期休暇中の開館を検討すること。
 - ④可能などころから図書館のスペースを拡大すること。
- (7) 部活動の充実のために、以下の改善をはかること。
 - ①部活動を援助している非常勤講師にたいし、外部指導員手当て相当の支給をはじめ、実態に応じた処遇改善をはかること。
 - ②指導員の報償費増額など、指導員を継続的・安定的に確保できるようにすること。
- (8) 平和の森小学校の新校舎は、旧中野刑務所正門をいかしたものにすること。

6、自主性、主体性を尊重した豊かな中野の教育を

- (1) 「教育行政区民参加条例」の理念を生かした中野の教育を実現するように努めること。
- (2) 環境教育の充実を図ること。
- (3) 平和教育を小中学校の授業に取り入れること。
- (4) 性的マイノリティ（LGBT）の理解をすすめる教育を行うこと。また、そのための教員研修を行うこと。
- (5) 競争・管理主義の強化ではなく、自主性・自発性・自律性を尊重した学校運営に努めること。
- (6) 学校の教育計画・生徒指導などの方針は、すべての教職員の十分な論議を踏まえて作成・実践されるよう配慮すること。
- (7) 小規模の教員配置基準、特に専科教員の基準見直しを国・都に強く求めるとともに、当面、中規模以下校で専科教員の複数配置（加配）を実現すること。
- (8) 「学力調査」のあり方と内容を検証し、指導と子どもの学力向上に役立つように改善すること。

7、図書館の充実を

- (1) 区立図書館8館体制を維持し、図書館行政を住民要求にあわせて充実させること。
- (2) 図書資料及び視聴覚資料等の充実をはかること。
- (3) 指定管理者制度による図書館の管理運営を検証すること。

V 青年の就労・自立支援の充実を

- (1) ブラック企業対策として、生活援護や就労相談窓口で相談を受けた際には、国や都の関係機関へ丁寧に繋ぐこと。また、ブラック企業対策に特化したWEBページを区HPに追加すること。
- (2) 企業合同就職会や就職相談会の実施回数を増やすこと。
- (3) 区内事業者に新規採用枠の拡大を働きかけるとともに、区自らも拡大をはかり一時採用制度を検討すること。
- (4) 区内企業に対して、労働基準法遵守の啓発を区独自に行なうこと。
- (5) 不安定雇用やニート、ひきこもりなど、「困難」を抱える青年を総合的にサポートする総合相談窓口の設置を検討すること。

VI 中小企業・商店街支援の強化を

1、区内の中小小売店の営業と地域環境をまもるために

- (1) 区内商店・商店街の育成・活性化等を目的とする中小企業振興基本条例の制定にむけた検討会を立ち上げること。また、若手育成、高齢化対策などの支援を検討すること。
- (2) 中野駅周辺に偏りがちな振興策を区内全域にひろげる検討を行うこと。
- (3) 「新・元気出せ！商店街支援事業」の事業補助上限額制限を見直すこと。また、イベント助成金交付は迅速に行うこと。
- (4) 商店街の街路灯などの共同施設は設置から撤去に至るまで、維持・管理を支援すること。
- (5) 商店街の歩道については公共性を見地から支援を強化し、優先して補修を行なうこと。その際、点字ブロックの敷設状況を見直すこと。
- (6) 区内共通商品券の普及拡大と活用促進を図るとともに、区の事業での利用拡大をはかること。
- (7) 「特定小売店舗の立地に関する条例」を以下の方向で見直すこと。
 - ① 特定商業施設の範囲にゲームセンター、パチンコ店などの興業場を加え、さらに規制対象は500㎡（店舗面積）以上とすること。
 - ② 新規出店施設だけでなく、既存施設も規制対象とし、深夜営業する施設は300㎡以上を対象

とすること。

③近隣住民から求めがあるときは、協定を結ぶ義務を事業主に課すこと。

④事業主が区の勧告に従わないときは、それを公表し営業の停止などができるものとする。

(8) 買い物が困難な区民を支える宅配事業を支援すること。

(9) 空き店舗への支援は、地域にコミュニティとして根付き、店舗として自立できるよう工夫すること。

(10) 商店版リフォーム助成を実施すること。

2、区内業者の育成と優先発注、及び契約の改善を

(1) 区施設の建設・工事の発注事業は分割発注に努めること。

(2) 区内業者の仕事を確保するため、小規模事業者登録制度の周知をはかり申請などの書類を簡略化すること。また、発注促進がはかれるよう運用を改善すること。

(3) 入札制度の改善について、以下の対策を講ずること。

①条件付き一般競争入札制度を継続すること。

②最低制限価格の下限を東京都と同様に88%まで引き上げること。

③実体のない「区内業者」は排除すること。

④瑕疵のある施工や不正行為をした業者の入札参加禁止期間を延長すること。また、東京都が参加禁止した業者については、当区においても禁止すること。

⑤指名競争入札を行う場合は、入札の公平性と透明性を保つこと。

(4) 総合評価方式の改善について、以下の対策を講ずること。

①評価項目に、格差是正への取り組み、安全への配慮、区民雇用率を加えること。

②区内業者を下請した企業に二省協定の労務単価を加点すること。

③特別簡易型の価格点の係数を70から50とするよう検討すること。

④他区業者の選定基準は、建設業務法上、品質管理上の不適格業者や、工事規模を明らかに超える企業参入などを規制できるようにすること。

⑤下請に至る労働条件の基準を定めること。

(5) 住宅リフォーム助成を実施すること。

(6) 区が発注・助成する工事で、元請けに対し以下の措置を講ずること。

①下請業者には区内業者を用いるよう、元請け業者に要請すること。

②元請けに対し、賃金の切り下げ、下請け代金の不払いなどを生じないよう指導をつよめるとともに、これらの問題が発生した際、元請け責任を明らかにして立替払いを勧告するなど、機敏に対処すること。

③元請けが倒産して下請け業者に代金が支払われない事態が生じないよう、契約方法の変更や運用上の工夫を講ずること。

(7) 設計労務単価の引き上げを国に求めること。

(8) 公契約条例の制定にむけた検討会を立ち上げること。

(9) 地籍調査業務などの測量委託については、区内専門業者を優先し発注を増やすこと。

- (10) 土木・建設等の工事などの随意契約については、厳正かつ慎重に行うこと。
- (11) 良質な公共工事を確保するため、現場労働者の賃金・衛生の実態調査を行うこと。

3、融資制度の改善を

- (1) 借り換え保障制度を新設し、返済期間を10年にすること。また、「特別保障制度」や「返済条件の変更中」でも利用できるようにすること。
- (2) 産業経済融資などの要件を緩和し、申し込みを簡略化すること。また、区の利子補給により本人負担の軽減をはかること。
- (3) 区として信用保証料を助成すること。また、信用保証協会の審査基準や融資期間の緩和をよりよく求めること。

4、倒産・失業等への支援策を

- (1) 失業などにより収入が激減した区民に対する、国保料や教育費、保育料の減額など相談業務を充実すること。
- (2) 社会福祉協議会で行っている生活福祉資金、離職者支援資金、緊急小口資金を使いやすい制度に改善すること。
- (3) 相談窓口の拡充と改善をはかること。

Ⅶ 災害に強い中野をめざして

1、大震災に備えた対策を

- (1) 公園面積を拡張し中央部防災公園の機能を強化するため、区役所移転用地を公園の拡張用地として活用すること。
- (2) (仮称)本町2丁目公園、(仮称)弥生町6丁目公園など、防災公園の整備を急ぐこと。
- (3) 不燃化特区に指定された弥生町三丁目周辺の防災まちづくり、及び大和町地域防災まちづくりは、住民合意を基本にすすめること。また、必要な支援策を実施すること。
- (4) 昭和40年代頃までに都市計画決定された道路については、整備の是非や修正を含めて住民参加で検証し、事業化については拙速にすすめないこと。
- (5) 妙正寺川の三谷橋から環七通りまでの河川管理道路の整備と三谷橋の架け替え、野方2丁目内中野工業高校敷地を緑道公園として整備するよう都との折衝を急ぐこと。
- (6) 帰宅困難者対策として、以下の対策を講ずること
 - ① 帰宅困難者を出さないため、大型店、及び大学・専門学校等に食料や水、毛布などの備蓄物資を配し、一時収容できるよう協力を求めること。
 - ② 鉄道事業者や商店街、大型店などと協定し、電光掲示板や放送設備などで、被害状況や交通

情報、避難誘導などの情報を提供すること。

③区民が理解しやすく外来者にも案内できるように、地域防災情報が網羅された中野区防災地図に改定し、頒布すること。

④中野区帰宅困難者対策協議会に障害者団体、医療関係者の参加を得るとともに女性の比率を高め、体制強化を図ること。

(7) 家屋等の倒壊などから区民の命を守るため、以下の対策を講ずること。

①木造・非木造住宅耐震補強工事助成を行うこと。また、木造住宅の防・耐火改修助成を検討すること。

②倒壊の危険のあるブロック塀の撤去・改修に助成制度を設けること。

③高齢者・障害者の家具転倒防止事業の周知をはかるとともに、器具代を無料とすること。

④危険建物、ブロック、よう壁などの調査を行い危険度マップに反映させること。

⑤1981年以降の木造・非木造住宅の耐震診断についても支援を検討すること。

(8) 災害対策用備蓄物資について、以下の対策を講ずること。

①食料、水、ミルク、おむつ、燃料等、生命にかかわる物資については1週間分を確保すること。

②暖房器具、発電機の配備を充実させること。

③放射能汚染を想定し、放射線測定器や防護服、ヨウ素剤を配備すること。

(9) 災害時要援護者への対応をきめ細かく行うこと。そのため、医療・介護従事者との連携を強めること。

(10) 地震災害などの救援・復旧活動を円滑に行うためのネットワークを構築すること。そのために、中野区をはじめ町会・自治会、商工会、建設従事者の団体、労働組合など幅広い団体による検討会を設置すること。

(11) 長周期地震動については、国、都の動向を注視しながら、建築指導や相談などの対応を図ること。

(12) 大災害時における初期救出に役立つよう清掃車にバール・ジャッキ等を常備すること。

2、水害から区民をまもるために

(1) 雨水流出を抑制するため、以下の対策を講ずること。

①道路の透水性舗装をすすめること。

②雨水浸透性事業を区内全域で促進すること。

③家庭の雨水貯留タンク導入や流出抑制装置への助成をすること。

④雨水流出抑制施設を設けていない国・都の公共施設を明らかにし、対策を急ぐこと。

⑤雨水活用を区の施策に位置づけ、トイレなどの中水活用に取り組むこと。

(2) 私道整備・私道排水管の整備の全額助成を実施すること。また、申請要件を緩和すること。

(3) 江古田川・妙正寺川流域の内水対策と、神田川・妙正寺川の時間雨量 100mm 対策を都に働きかけること。

(4) 大久保通り沿いをはじめ上高田地域や沼袋地域など、内水被害の多発地域の原因を解明・分

析し、東京都に改善対策を求めること。

Ⅷ 安心して住みつづけられる中野のまちに

1、公園の利用と管理運営の改善を

- (1) 平和の森公園の再整備方針は見直し、緑と広場を守ること。
- (2) 白鷺せせらぎ公園、整備中の（仮称）南部防災公園、（仮称）本町5丁目公園の人工芝の使用と管理にあたっては、利用者の立場に立った運営に努めること。
- (3) 公園で水遊びができるよう整備と運営をはかること。また、水質の安全対策をとること。
- (4) 四季の森公園内の芝生管理を見直すこと。
- (5) 公園トイレの設置、公園遊具などの充実、設備の改善を急ぐこと。
- (6) 「ないせすネット」のシステム改修を行い、公園等施設の予約がスムーズに行えるようにすること。

2、福祉のまちづくりの理念にそった環境改善を

- (1) 道路や建物のバリアフリー化を進めること。
- (2) 電線の地下埋設および街路灯の移設などにより、安全の確保と景観の向上に努めること。
- (3) 看板、商品、自動販売機など歩道に張り出している障害物を整理し、安全に歩けるように指導すること。
- (4) JR・西武鉄道・地下鉄の全駅に、エスカレーター・エレベーター・リフト・スロープ・ホームドアの設置をすすめること。
 - ① 鷺ノ宮駅南口にエレベーターを設置するため、西武鉄道に働きかけること。
 - ② JR東中野駅東口にエスカレーターやエレベーター、ホームドアや可動ステップの設置を急ぐこと。
 - ③ 新井薬師前駅踏切の安全を確保するため、駅施設内の歩道幅を拡幅するよう西武鉄道に働きかけるとともに、ホームドアや可動ステップを設置すること。
 - ④ 中野駅南口に公衆トイレを設置すること。また、各駅構内に多機能トイレを設置するよう、JR・地下鉄・西武鉄道に申し入れること。
- (5) なかのZERO西館の改修にあたっては、エレベーター設置などバリアフリーにすること。
- (6) 区内在住外国人を対象とした無料相談会を支援すること。また、相談員の交通費実費補助をすること。

3、中野駅周辺まちづくりについて

- (1) 中野駅地区整備の2期・3期計画は抜本的に見直すこと。
- (2) 区役所移転は行わないこと。

- (3) 中野2丁目地区の開発計画は、居住者の権利や住環境を配慮するとともに、駅前商店街への影響に配慮すること。

4、西武新宿線沿線連続立体交差事業と沿線まちづくりについて

- (1) 西武新宿線の連続立体交差事業では、立ち退きを強要せず、関係住民の理解と合意を十分に得ること。
- (2) 区画街路第3・4号線の事業を強行せず、関係住民の理解と合意を得ること。また、沼袋駅周辺における環状の地区内道路等（ループ道路）については見直すこと。
- (3) 住民合意のない補助220号線整備については強行しないこと。
- (4) 野方駅以西の踏切渋滞解消については地下化の実現に努めること。

5、良質な住宅環境の整備と支援を

- (1) 住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・低所得者等）のために都営住宅の建設を都に強く働きかけること。
- (2) 都営・区民住宅の建て替えにあたっては、バリアフリー化を徹底するとともに高齢者・障害者福祉住宅の併設を基本とすること。
- (3) サービス付き高齢者住宅を整備すること。
- (4) 民間賃貸住宅に住む新婚世帯、ファミリー・青年層に家賃を補助するしくみを検討すること。
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居を促進するために、居住支援協議会を創設すること。
- (6) 空き家対策については区内の実態を把握して解決をはかるとともに、活用についても検討すること。

6、区民本位の交通対策を

- (1) 中野通りと西武新宿線の交差点付近の渋滞を解消するため、パーキングエリアの廃止、道路信号機の改善などの対策をはかること。
- (2) 鷺ノ宮駅より南側の中杉通り歩道の安全をはかること。
- (3) 上鷺宮・鷺宮等の交通不便地域の解消のため、区の財政支援によるコミュニティバス事業の再構築を行うこと。
- (4) オンデマンド交通の具体的な検討をすすめること。

7、自転車・バイクの安全と放置対策を

- (1) 自転車利用者に交通ルールとマナーを啓発すること。
- (2) 自転車レーンを整備すること。
- (3) 自転車のチャイルドシート及び子ども用ヘルメットの購入費助成を検討すること。

- (4) 鉄道事業者に対し自転車駐車場用地の無償提供や運営費用など応分の負担を求めること。
- (5) 自転車駐車場の利用率向上のため学生割引などの対策を検討すること。
- (6) 撤去料を値下げするとともに分割払いにも応じること。
- (7) 都のバイク駐車場設置助成などの活用で民間を含めバイク駐車場の整備を進めること。
また、放置バイク対策を強めること。

8、動物愛護のために

- (1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成を拡充すること。
- (2) 不妊去勢手術の協力動物病院を増やすよう努めること。
- (3) 動物愛護の普及啓発を強めること。

IX 資源循環社会の実現を

1、即時原発ゼロ・地球温暖化抑止をめざし、再生可能エネルギーへの転換を

- (1) 放射線から子どもを守るために、以下の対策を講ずること。
 - ①学校、保育園、幼稚園、児童館、公園等、子どもが多く利用する施設について、定期的に空間放射線量、土壌などの放射能測定を実施し公表すること。また、区民から要望があった場所についても同様に測定し公表すること。
 - ②放射線測定器を購入し、区民に貸し出せるようにすること。
 - ③区民が実施した測定で高線量の通告があった場合には、追加測定を実施すること。
 - ④高い放射線量域（ホットスポット）については、除染処置など必要な対策を講ずること。
 - ⑤放射能にかかわる相談窓口を開設すること。
- (2) 放射能汚染に関して、区独自の食品検査体制整備や給食食材の測定を実施すること。
- (3) 二酸化炭素の排出削減へ実効ある措置をとること。
 - ①中野駅周辺の再開発による二酸化炭素の排出増加を、ビル建設と業務床増加の両面から正確に評価すること。
 - ②この観点から、区役所の移転、区役所・サンプラザ地区の一体開発、駅ビル誘致などの再開発計画を徹底的に見直すこと。
 - ③開発、産業、業務、交通、区民生活の各分野で排出抑制・削減の対策を講ずるとともに、増加分については、それに見合ったカーボンオフセットにより、二酸化炭素吸収・固定の措置をとること。
- (4) 太陽光発電、太陽熱利用等、地産地消のエネルギーへの転換をすすめること。また、そのための助成制度を創設すること。
- (5) 改定する環境基本計画は、原発ゼロと気温上昇を2度未満に抑えることを両立させる計画と

すること。そのためにも専門家や区民の英知を結集して作成すること。

2、食の安全対策を

- (1) 国・都に対し、以下のとりくみを強めるよう働きかけること。
 - ① T P P 協定書の作成作業から撤退し、調印を中止すること。
 - ② 食品添加物・農薬などの基準は、安全性を第一に設定し、規制緩和を行わないこと。
 - ③ 遺伝子組換え食品の表示をより広範な品目で、より厳密なものとする。
- (2) 感染症予防や食品の衛生環境を守るため、食品の監視指導體制を強化すること。
- (3) 食育区民運動や食育ホームページで食品の安全性についての情報をきちんと提供すること。

3、公害・環境破壊から区民を守るために

- (1) 快適な住環境を守るために、以下の対策を講ずること。
 - ① 景観条例の制定及び景観計画の策定を検討すること。
 - ② 建築物の高さ制限などの規制により、景観・住環境を守ること。
 - ③ 都市計画道路の事業化については、地域住民の意見を十分に反映させること。
 - ④ 現存するみどりを守ること。みどりを増やす計画をつくり区内の緑被・緑視率を高めること。
 - ⑤ 公園の植栽・清掃・除草費を確保し、公園・広場を整備すること。
 - ⑥ アスベスト被害を予防する条例を検討すること。
 - ⑦ 環境・健康に影響を及ぼすダイオキシン、環境ホルモンなど有害物質の実態調査をおこなうとともに、区民への情報提供・普及、啓発をすすめ、条例制定を検討すること。
- (2) 資源循環社会にむけて、以下の対策を講ずること。
 - ① 資源循環型リサイクルを徹底し、大手メーカー・大型店に引き取りや回収費用の負担を義務づけること。
 - ② 資源循環型社会の構築にむけて、区民と区、業者が一体となってすすめる仕組みづくりとりサイクル施設の建設を検討すること。
- (3) 中野区温暖化対策推進オフィスの貸付は中止し、公有財産として区民施策に活用すること。
- (4) 羽田空港への着陸空路の変更に対し、国・都に中止を求めること。

4、ごみゼロの推進と清掃事業の充実を

- (1) 家庭系ごみの有料化を行わないこと。
- (2) 個別収集の拡大に努め、そのためにも人員配置を強化すること。
- (2) ごみの発生抑制や回収・処分を事業者が義務づけること。
- (3) 分別回収・資源化の種類を増やすとともに、資源化に取り組む区民活動を支援すること。
- (4) 生ごみコンポスト化の取り組みを進めること。区民の活動を支援すること。発生する堆肥・腐葉土のリサイクルルートを開拓すること。
- (5) プラスチック製容器包装回収・処分の事業者責任を明確にすること。

- (6) 環境学習を推進するために、スケルトンの清掃車を配備すること。

X 平和と民主主義、住民自治の発展を

1、憲法擁護・非核平和事業の充実を

- (1) 政府に安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求めること。
- (2) 「憲法擁護・非核都市の宣言」並びに『中野区における平和行政の基本に関する条例』にもとづき、憲法 9 条を守る立場を鮮明にして、区民参加の憲法擁護・非核平和事業をさらに発展させること。
 - ①被爆者の参加を得て非核平和事業の充実を図ること。
 - ②小中学生を対象にした広島・長崎・沖縄への「平和を考える旅」を企画すること。
 - ③「憲法擁護・非核都市の宣言」の銘板やポスターパネルの修繕及び設置を行うとともに、区内の戦跡に銘板を設置すること。
 - ④中野空襲の慰霊碑の設置する場所の提供を検討すること。
 - ⑤「平和マップ」の更なる充実に努め、区民への普及を図ること。
- (4) 現存する旧中野刑務所正門は保存すること。
- (5) 平和資料展示室の充実をはかること。
- (6) 平和事業における区民参加の場として、(仮称)「憲法擁護、非核平和事業推進区民協議会」を設置すること。
- (7) 平和首長会議に加盟すること。

2、区民参加を広げ、住民自治の発展を

- (1) 「政治倫理の確立のための中野区長の資産等の公開に関する条例」を改正し、特別職、区議会議員も資産公開の対象とすること。
- (2) 各種の審議会、委員会、協議会、懇談会等の公募委員の比率を高め、会議の公開をはじめ民主的運営に努めること。
- (3) 区民が行う公益活動については、自主性・自立性を損なうことなく予算を増額して支援をはかること。
- (4) 自治と参加、協働を進めるため以下の対策を講ずること。
 - ①行政の透明性を確保し、情報提供、説明責任の徹底と住民意見の尊重をはかること。
 - ②意見交換会やパブリック・コメントを形式的なものとしせず実効性をはかること。

3、情報化推進と個人情報保護の徹底を

- (1) マイナンバー制度について。

- ①行政サービスへの新たなマイナンバーの付番や利用範囲の拡充等はしないこと。
 - ②個人情報の管理には万全をつくすこと。
 - ③区民にわかりやすく説明するとともに、きめ細かな対応を行うこと。
 - ④マイナンバーに係る不正、詐欺等への区民啓発を行うこと。
- (2) 区民のひろば、区のお知らせ版の増設をはじめ、情報提供の拡充に努めること。
- (3) インターネット等を利用しない区民に対して、サービス格差が生じないようにすること。

4、性の平等、誰もが尊厳を持って生きられる社会をめざして

- (1) 性的マイノリティ（LGBT）の理解のための啓発活動を行うこと。同性パートナーシップの仕組みを検討すること。
- (2) DV やセクハラ、パワハラ、モラハラの防止および女性の経済的自立の支援の促進に力を注ぐこと。
- (3) 各種審議会・委員会の女性委員を増やすこと。

XI 区民本位の民主的行財政改革を

1、財政力強化のために

- (1) 23区の財政自主権を確立するため、以下の対策を講ずること。
 - ①都区における調整三税の配分は、都と対等・平等の立場から、区側の需要に合った算定に都区配分を見直して引き上げに努めること。
 - ②事務事業の移管については、新たな区側の負担にならないよう財源を最大限に確保すること。
- (2) 一方的な負担金・補助金の削減を許さず、憲法 25 条に定められた責任を果たすよう国・都に強く求めること。

2、簡素で民主的かつ効率的な区政運営を

- (1) 職員の自主性と区民との協働を進めるため、以下の対策を講ずること。
 - ①職員削減政策を改め、新規採用に努めるとともに必要な職員配置をおこなうこと。
 - ②目先の効率・採算の追求を改め、区民福祉の増進に努めること。
 - ③「成果主義」による人事考課はやめること。
- (2) 区民生活を支える財政運営のために、以下の対策を講ずること。
 - ①無駄な歳出のカットと規律ある財政運営、及び積極的な情報開示に努めること。
 - ②積み立て優先の財政運営を改めること。
 - ③必要な財源確保のために、国と都に強く働きかけること。
 - ④住民税や国保料など滞納分徴収の差押え強化は改めること。

- (3) 外郭団体、第三セクターなど、天下り管理職ポストを全面的に見直し、廃止を含め簡素化に努めること。

3、働きやすい職場で区民サービスの向上を

- (1) パワハラやセクハラを職場から一掃すること。
- (2) 自由にものが言えて仕事に意欲が持てる民主的な職場をつくり、区民参加が実効あるものとして区政に生かせるように職員の力量を高めるよう努めること。
- (3) 技術、専門性を重視した職員採用及び研修を行うこと。